

平成27年度 税制改正のポイント

～デフレ脱却・経済再生等のための税制改正・平成27年度税制改正～

矢ノ目税理士事務所

デフレ脱却・経済再生

～成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等～

◆法人税率の引下げ

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。
27年度を初年度とし、以後数年で、法人実行税率の20%台までの引下げを目指す。

	現行	27年度	28年度
法人税率	25.50%	23.90%	23.90%
法人事業税所得割	7.20%	6.00%	4.80%
法人実効税率	34.62%	32.11%	31.33%

(▲2.51%) (▲3.29%)

◆NISA(少額投資非課税制度)の拡充

・ジュニアNISAの創設

20歳未満の口座開設を可能に。
年間投資上限額：80万円
非課税投資総額：最大400万円
口座開設期間：平成28年～平成35年
非課税期間：最長5年



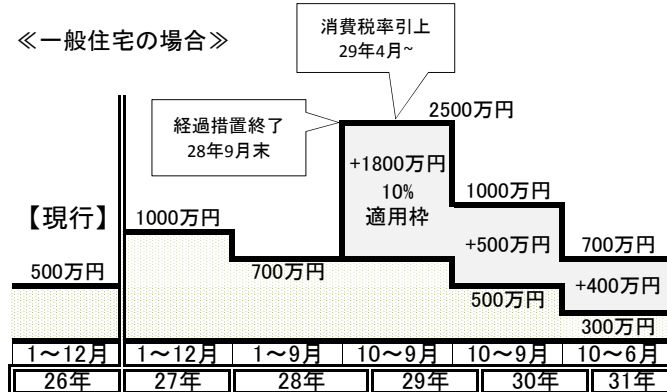
・現行NISAの投資上限額引上げ

現行100万円 ⇒ 年間120万円(毎月10万×12ヶ月)

◆住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

- 28年1月～9月は、駆け込み増を考慮し、非課税枠を縮小。
- 28年10月以降は、反動減対策として、消費税率10%適用の住宅購入者のみを対象とした非課税枠(10%適用枠)を創設。
- 28年10月～29年9月の非課税枠
消費税率10%適用の耐震・エコ・バリアフリー住宅 → 3000万円
消費税率10%適用の一般住宅 → 2500万円
- 29年10月以降の非課税枠は段階的に縮小。

≪一般住宅の場合≫



地方創生

～若い世代の結婚・子育ての希望の実現等にむけて～

◆結婚・子育ての資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- 少子化対策に資するため、子・孫(20～50歳。受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。
この資金について、子・孫ごとに1000万円を非課税とする。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算
- 受贈者が50歳に達する日に口座終了。使い残しに対して贈与税を課税。

親・祖父母

子・孫

預入金
金融機関

非課税
限度額
1000万

※用途が
結婚関係のものは
300万円

結婚

出産

育児

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

- 消費税率10%への引上げ時期の変更
平成27年10月1日 ⇒ 平成29年4月1日
- 住宅ローン減税等の適用期限の変更
平成29年12月31日 ⇒ 平成31年6月30日

国際課税

◆国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

- 国外事業者が国境を越えて行う電子書籍、音楽・広告の配信等の電子商取引に、消費税を課税(平成27年10月1日から)



マイナンバー関連

平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

◆マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるとともに、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようになります。(平成30年1月から施行)